

商店街と民間の  
シン・コラボを創出!

## 商店街コラボ創出事業 新消費創出促進事業補助金

本事業は、商店街を舞台として、新規顧客開拓や新製品・新サービスの開発など、新たな消費を創出する事業に連携して取り組む商店街と民間事業者等に対して、その事業に要する費用の一部を補助することで、商店街における外部主体のアイデアや実行力の活用を促進し、商店街及び地域の活性化を図るものです。

補助対象事業: 商店街を舞台とした、新たな消費の創出につながる事業

事業イメージ...

- ・商店街×学生  
学生と商店街が協力し、商店街の新商品開発や買物弱者支援の取組を実施
- ・商店街×旅行事業者  
新たな商店街の楽しみ方を発掘する観光ツアーの開発や、地域の歴史や文化、観光マナーを伝える専門ガイドを育成し、地域の雇用や消費を創出
- ・商店街×インフルエンサー  
インフルエンサーとコラボし、消費を促すWEB・SNSによる発信を強化
- ・商店街×子育て世帯向け小売・サービス事業者  
子育て世帯向けに優待やサービスを実施し、商店街離れが進んだ層の消費を促進しつつ、子育て環境の向上にも貢献
- ・商店街×不動産事業者  
新店舗の開業に伴う、商店街の新たな消費創出を目指し、新規出店・創業希望者を対象としたマルシェや空き物件ツアー等を開催

※記載はあくまでイメージで、  
補助対象となる事業はこれらに限りません。

補助率

補助上限額

1/2 →

実施される事業が子育て世帯の生活支援や、  
移住促進につながるなど、  
公益性が高いと認められる場合

補助率を2/3に引き上げ!

100万円

補助対象者

商店会、地域商業ビジョン推進団体、  
個人又は法人の事業者(民間事業者等)  
※商店会又は地域商業ビジョン推進団体と、民間事業者等が連携する  
必要があります。  
※詳細はホームページ・要綱で御確認ください。

補助対象の  
事業期間

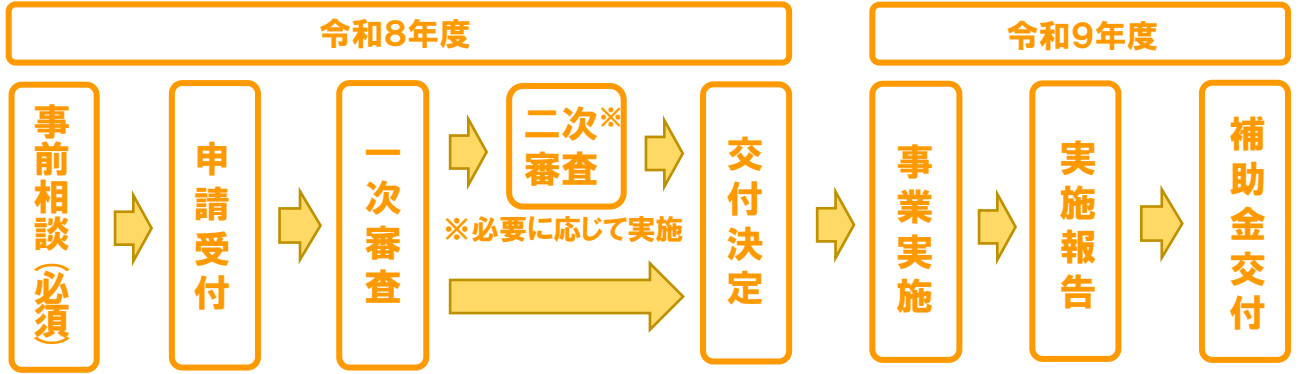
原則、令和9年4月1日(木)～令和10年3月31日(金)  
※ただし、令和9年4月より前に着手するものでも、実施完了が令和9年4月以降に  
なるのであれば、対象となる場合があります。

受付期間

令和8年5月7日(木)～令和8年11月30日(月) ※当日消印有効  
※申請される前に裏面「問合せ先」に御相談ください。  
※提出された書類をもとに、ヒアリングを行うことがあります。

詳細は裏面へ

# 補助金交付の流れ



## 補助対象経費

事業実施に必要な費用の一部を補助します。  
報償費、人件費、施設整備費、備品等のリース料、店舗改装費、印刷消耗品費、役務費、通信運搬費、使用料・賃借料、委託料 等

## 審査基準 ※判断します

- ・新規性(従来の事業内容・顧客層との違い、連携主体の違い)
- ・市場性、採算性(消費の発生が見込めるか、採算が見込めるか)
- ・具体性、実現性(目的の達成が見込める計画か、実現できるか)
- ・継続性、発展性(補助終了後の継続や、次の展開が見込めるか)

## 採択について

申請書をもとに外部の専門家も交えて審査を行い、採択者を決定  
・採択予定件数:10件  
・交付(採択)通知時期:令和9年1月~2月頃を予定

## 申請方法

### 郵送受付 又は E-mail

<郵送先> ※提出書類は、鉛筆や消せるボールペン等、消せる筆記具での記載は不可  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
京都市産業観光局地域企業振興室 商業振興担当 宛

<E-mail> shogyo@city.kyoto.lg.jp 宛  
※申請書類一式を電子化のうえ、メールに添付して御申請ください。  
※送信後、必ず電話で到着の確認をお願いいたします。

## 申請書等

申請書、構成員名簿、運営計画書、民間事業者等の法人登記等をご提出いただきます。様式はホームページからダウンロードしてください。  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000353028.html>

## 申請書



## お問合せ先

京都市産業観光局地域企業振興室(商業振興担当)  
TEL:075-222-3340  
E-mail:shogyo@city.kyoto.lg.jp  
8:45~17:30(土日祝日及び年末年始除く)

※必ず、京都市情報館にて本補助金の要綱等を御確認ください。